

佐賀県告示第 320 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成 26 年 8 月 15 日から平成 26 年 9 月 16 日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 26 年 8 月 15 日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前 後の別	幅員メー トル	延長メー トル
県道 鍋島停車場 線	佐賀市鍋島町大字八戸字上深 町 3078 番地先から 佐賀市嘉瀬町大字扇町字三本 松籠 2274 番 5 地先まで	後	33.4 ~ 9.2	1,142.3
	佐賀市鍋島町大字八戸字上深 町 3078 番地先から 佐賀市嘉瀬町大字扇町字三本 松籠 2274 番 5 地先まで	前	22.5 ~ 10.0	1,142.1